

知っておきたい 景品表示法

法律で解決!

中小企業トラブルは怖くない!

監修 宮下正彦 弁護士

事例

商店街会長を務める青山さんは、商店街イベントの目玉である抽選会について、メンバーの意見をまとめきれません。これまでは各店が共同でお金を出し合い抽選会の景品を決めていたのですが、不況のためか出し渋る店主がでてきたのです。困った青山さんは宮下弁護士のところへ相談に訪れました。

青山 これまででは問題なく毎年行っていた抽選会なのですが、どうもメンバーの中に法律の知識を持ち出して豪華な景品にするのを反対する人がいまして、困っているのです。

宮下 「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法、以下景表法）」のことを言っておられるのでしょうか。これは、取引をする者が不当な表示や景品などの提供によって顧客を欺くことを防止し、公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護することを目的として作られたものです。独占禁止法の特例とされていますが、消費者保護としての性質も強く、最近世間を騒がせている食品偽装問題にも関係がある法律です。そのメンバーの方は、商店街全体としての景品を準備するのではなく、参加できる店のみ費用を負担したいとおっしゃっているのでしょうか。

青山 そのとおりです。しかし、商店街全体を盛り上げるためのイベントですから、全店に参加してもらわなければ意味がないのです。

宮下 なるほど。景表法上の景品に対する規制は、具体的には公正取引委員会の告示によって対象を特定されて行われています。このような告示によって指定されている景品や懸賞のカテゴリーとして、「総付景品」「一般懸賞」「共同懸賞」「オープン懸賞」の四種類があります。

景表法でいう「景品」の四タイプ

宮下 まず、「総付景品」ですが、これは特に、懸賞を行わなくても、一定条件にあるすべての顧客に提供する景品のことです。「おまけ」や「粗品」の類と考えればわかりやすいでしょう。この景品の最高額に対する現在の制限としては、取引金額一〇〇〇円未満のときは二〇〇円以下、取引金額が一〇〇〇円以上のときは取引金額の一〇分の二以下であることが必要とされています。

青山 例えば、一〇〇〇円以内のお買物をされたお客様には、二〇〇円までのおまけをつけることが出来るということですね。店頭価格が二〇〇円以上で売られているものを、業者から二〇〇円以下の金額で安く購入しておまけとして提供するのはいくらですか？

宮下 景品の価額の算定方法として、その景品が市販されている場合、通常の購入価格とされています。実際、景表法が定められた目的は、その景品によって不当に顧客にアピールすることを禁じることにありますから、格安に仕入れたものでも、普通に買えば高い景品は、法律の規制に引っ掛かることとなります。

青山 わかりました。ところで、商店街のメンバーが主張しているのが、「今年の商店街イベントでは、共同懸賞ではなく、一般懸賞にするべきだ」というものです。

宮下 そうですか。「一般懸賞」は、先ほどの「総付景品」とは違って、抽選会やクイズ、ゲームなどを用いて提供される景品のことです。このタイプの場合、取引金額が五〇〇円未満のときは提供できる景品の最高額が取引金額の二〇倍以下であること、取引金額が五〇〇〇円以上のときは一〇万円以下であること、さらに、景品の総額は売上予定総額の二%以下であることが必要とされています。

青山 では、例えば五〇〇〇円のお買物をされたお客様には、二〇倍以下ですから、最大一〇万円までの景品を用意するということですね。一〇万円が売上予定総額の二%以下であるためには、売上総額は五〇〇万円を見越しておかなくてはなりませんね。

宮下 はい。そこでメンバーの方がおっしゃっているもうひとつの「共同懸賞」についてですが、こちらは、青山さんのところのように、商店街などで複数の事業者が共同で提供する景品のことをいいます。条件としては、景品の最高額は取引金額にかかわらず三〇万円、景品の総額は売上予定総額の三%以下です。

青山 お客様がいくらお買物をされても最高三〇万円までの景品を用意することになるので、売上予定総額は一〇〇〇万円ということですね。

宮下 一般懸賞を主張されているメンバーの方は、共同懸賞だと、各店が負担する景品購入資金がかかることを問題にされているのでしょうか。

青山 そうです。ただ、一般懸賞、共同懸賞は、それぞれ二%以下、三%以下と景品価格が決められているものの、限度額まで使って景品を購入しなくてもよいのではないのでしょうか？